

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
施策1 3Rの促進	100		
(1) 県民の3Rの促進	110		
<p>廃棄物は排出者が責任をもって処理することが必要である。このため、県民は使い捨て商品の購入は避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。</p>	111	<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民フォーラム」（以下「県民フォーラム」）等を開催し、3Rに関する講演を実施した。また、3Rに関するリーフレット（5,000部作成）を配布し、啓発に努めた。</p> <p>〔県民フォーラムの概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演テーマ：循環型社会の形成、災害廃棄物の処理など6テーマ ・実施日・場所：平成25年10月28日・ウインクあいち ・参加者数：約160名（延べ約370名） 	<p>引き続き、講演会の開催やリーフレットの配布等により3Rの啓発に努める。</p> <p>講演会については、多くの県民、事業者が参加しやすいよう、様々なテーマや内容で行う。</p>
<p>市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組への協力や、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の小売業者等への引渡し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく建築物の分別解体及び資源化を促進する。</p>	112	<p>3Rに関するリーフレットに分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組や特定廃家電製品の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベントや県・市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、一般県民に啓発した。</p> <p>平成24年3月に環境省が発出した使用済家電製品の廃棄物該当性に関する通知文書について市町村に説明し、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の適正処理の確保に努めた。</p> <p>建築物の分別解体及び資源化について、講演会等の場で啓発を行った。</p>	<p>引き続き、市町村が実施する資源循環の取組への情報提供や助言に努めるとともに、建設系廃棄物のリサイクルに係る啓発を続けていく。</p> <p>家電リサイクル法については、市町村と連携して県民に対する法制度の周知や適正処理の確保に努める。</p>
<p>市町村や関係団体と連携し買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを展開するとともに、レジ袋の有料化など容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。</p>	113	<p>エコバッグを作成（400個）、配布し、マイバッグの普及に努めた。</p> <p>大規模小売店舗の開設に際し、レジ袋削減や納品時のダンボール不使用等、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組むよう呼びかけた。</p>	<p>引き続き、マイバッグの普及や、事業者に対する容器包装廃棄物の発生抑制の呼びかけを行う。</p> <p>大規模小売店に対し、レジ袋の有料化等の取組を促進する。</p>
<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として大会、研修会等を開催することにより広く啓発を行うとともに、生ごみの資源化、ごみ処理の有料化などの課題について検討を行う。</p>	114	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民会議（以下「県民会議」）の取組として、県民フォーラム等を開催し、3Rに関する講演を行った。また、毎年度、市町村や事業者団体に対し、外部講師による研修会を行い、知識の向上を図っている。</p> <p>〔研修会の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：アルミニウム缶のリサイクルとレアメタル・レアアースについて ・実施日：平成25年7月5日 ・参加者数：約70名 <p>生ごみの資源化について、3Rに関するリーフレットや県内の小学校四年生（名古屋市立は各校一冊）に配付している環境学習副読本「わたしたちと環境」に掲載し、その促進を図った。</p> <p>一般廃棄物処理処理事業実態調査において、県内におけるごみ処理有料化の実施状況等を調査し、その結果をインターネット上に掲載する等、情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、イベント等において3Rの啓発に努めるとともに、市町村との情報共有に努め、ごみ処理有料化等に関する検討を行う。</p>

注)「処理計画本文」欄の網掛けは、新規取組又は取組強化の項目

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2) 事業者による3Rの取組の促進	120		
<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。 [取組の強化]</p>	121	<p>多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。 多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書をインターネットで公表した。 [計画書提出件数] 24年度：625件、25年度：636件 [実施状況報告書提出件数] 24年度：596件、25年度：621件</p>	<p>引き続き、産業廃棄物処理計画書の公表等により、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。</p>
<p>事業者による次の自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努める。 ・事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「ISO14001」や「エコアクション21」等の導入 ・生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や、製造、加工及び販売段階での分別の徹底や簡易包装に対する取組等による減量化・資源化、廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りの取組</p>	122	<p>平成25年8月に環境マネジメントシステム普及促進セミナーを開催し、「エコアクション21」の概要、導入メリットについて説明した。 インターネットを利用して、廃棄物の発生抑制や減量化・資源化等について情報提供した。</p>	<p>引き続き、セミナーやインターネット等により、啓発、情報提供に努める。</p>
<p>市町村と連携して事業系一般廃棄物の発生抑制等を指導する。</p>	123	<p>県民会議の取組として、毎年度、外部講師による研修会（No.114に記載）を実施し、市町村や事業者団体のリサイクル等に関する知識の向上を図っている。 大規模小売店の開設に際し、レジ袋削減や納品時のダンボール不使用等、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組むよう呼びかけた。</p>	<p>引き続き、研修会等を通じて、3Rに関する情報を積極的に提供するとともに、事業系一般廃棄物の発生抑制等を指導する。</p>
<p>環境保全型農業を推進し、家畜排泄物の堆肥化等を促進する。</p>	124	<p>家畜排泄物の堆肥化等の指導により、全量が減量化・資源化され、肥料として利用されている。</p>	<p>引き続き、家畜排泄物処理施設の集約化、高度化を図り、家畜排泄物の堆肥化等を促進する。</p>
<p>排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。</p>	125	<p>廃棄物処理計画(平成24年3月策定)の冊子及び概要版を6月の環境月間県民のつどい等のイベントで配布した。 事業者等に産業廃棄物の適正処理に係るパンフレットを配布した(約8,000部)。 3Rに関するリーフレットに使用済家電製品の適正処理や放置自動車の撲滅など、一般廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する呼びかけを掲載し、イベントや県・市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、啓発した。 また、県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化・資源化状況をインターネットにより公表し、情報提供に努めた。</p>	<p>引き続き、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する啓発資材の作成・配布やインターネットによる公表等により、廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(3) 市町村の取組の促進	130		
<p>「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。</p>	131	<p>県民フォーラム（No.111に記載）や研修会（No.114に記載）等を行い、市町村職員の知識の向上を図る取組や情報提供を行うことにより、資源循環の推進を支援した。</p> <p>毎年度、一般廃棄物処理事業の実態調査を行っており、各市町村の廃棄物処理状況を確認することにより、市町村の実態に即した支援を図っている。</p>	<p>引き続き、市町村職員の知識の向上を図る取組や情報の収集、提供を行うことにより、資源循環の推進を支援する。</p>
<p>市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量の削減及び資源化の推進 ・不用品の交換制度の導入など再使用、再生利用の推進 ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品の率優先的な調達 	132	<p>市町村等とともに他県の先進事例の視察を行い、最終処分量の削減及び資源化の推進等についての知識の向上、情報提供を図っている。今年度は京都市の廃食用油の燃料化施設等を視察した。</p> <p>[先進事例視察の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察先：京都市廃食用油燃料化施設、京都市水垂埋立処分場 ・内容：家庭から収集した廃食用油をBDF化し、市バスやごみ収集車の燃料としてリサイクルしている事例及びメガソーラーを最終処分場に設置した事例の視察 ・実施日：平成25年9月3日 ・参加者数：31名 <p>3Rに関するリーフレットにリサイクルショップやフリーマーケットの活用等、再使用、再生利用の呼びかけを掲載し、県民への啓発、情報提供を図った。</p> <p>市町村における環境物品等調達方針の作成状況等について調査を行うとともに、当該方針を作成していない市町村に対し、方針の作成及び環境物品の率優先的な調達を促した。</p>	<p>引き続き、先進事例の視察を行うとともに、県民フォーラム等も活用して市町村や県民への啓発、情報提供を進めることにより、市町村の取組を促進する。</p>
<p>ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の手法の検討を促進する。</p>	133	<p>毎年度行っている一般廃棄物処理事業の実態調査において、ごみ有料化の手法や料金設定などの調査を行っており、その情報を市町村に提供している。</p> <p>また、環境省が今年度見直しを行った「一般廃棄物処理有料化の手引き」について、市町村に情報提供した。</p> <p>[生活系収集ごみの有料化実施市町村数（速報値）] 19市町村（施設へ直接搬入するごみ及び粗大ごみ除く）</p>	<p>引き続き、市町村に情報提供し、ごみ処理有料化の手法検討の促進を図る。</p>
(4) 県等の率優先取組の推進	140		
<p>「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、環境物品等の率優先的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の排出量の削減等を推進する。</p>	141	<p>平成25年度愛知県環境物品等調達方針を策定し、環境物品等の調達の推進に努めた。</p> <p>また、平成25年12月及び平成26年3月をあいちエコスタンダードに基づく廃棄物排出量削減の重点取組期間に設定し、再使用や分別の徹底を呼びかけていく。</p>	<p>引き続き、環境物品等の調達を推進する。</p> <p>また、引き続きあいちエコスタンダードにより、廃棄物排出量の削減を推進する。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<p>県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進する。また、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については「あいち建設リサイクル指針」により再資源化を推進する。</p>	142	<p>「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」に基づき、「あいくる材」を認定し、県発注工事で自ら率先的に使用している。 [あいくる材認定件数] 平成24年8月末現在：23品目、469件、1,451資材 平成25年8月末現在：23品目、467件、1,463資材 [県発注工事におけるあいくる材使用量] 23年度：約37万3千トン、24年度：約42万6千トン （前年比14%増） [「あいち建設リサイクル指針」で定めた再資源化率（20年度）] ・アスファルト・コンクリート塊：99.0% ・コンクリート塊：98.4% ・建設発生木材：86.5%</p>	<p>引き続き、県発注工事におけるリサイクル資材の率先利用を推進するとともに、関係事業者への啓発等により「あいち建設リサイクル指針」による再資源化を推進する。</p>
<p>(5) 各種リサイクル法等の推進</p>	150		
<p>容器包装リサイクル法については、「愛知県分別収集促進計画」に基づき市町村と連携してその普及、浸透を図るとともに、分別収集の推進を支援する。</p>	151	<p>容器包装リサイクル法の規定に基づき、今後5年間の容器包装廃棄物の排出量及び分別収集量並びに分別収集を促進するための施策を示した「愛知県分別収集促進計画（第7期）」を平成25年12月に策定し、公表した。 第7期計画は平成26年度から30年度を計画期間とし、県内市町村が策定した分別収集計画を踏まえ、今後5年間の容器包装廃棄物の排出量や分別収集量の見込みを定めるとともに、排出抑制や分別収集を促進するための県の取組を定めた。 県民会議の取組として、毎年度、外部講師による研修会（No.114に記載）を実施し、市町村や事業者団体にリサイクルなどに対する知識の向上を図っている。今年度は、「アルミニウム缶のリサイクルとレアメタル・レアアースについて」をテーマに研修会を実施した。 3Rに関するリーフレットに容器包装廃棄物の減量や再資源化の呼びかけを掲載し、イベントや県・市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、分別収集の推進を支援した。</p>	<p>容器包装リサイクル法について、県民会議の取組等により、引き続き、県民への普及、浸透を図る。 また、資源ごみの持ち去りが適正なりサイクルを推進する上で問題となっていることから、資源ごみ持ち去り禁止条例の制定について情報提供を行い、市町村による適正なりサイクルの取組の促進を図る等、分別収集の推進を支援する。</p>
<p>家電リサイクル法については、対象品目やリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。</p>	152	<p>3Rに関するリーフレットに、家電リサイクル法の対象品目や廃家電の引渡方法、廃棄電の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベントや県・市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、一般県民に啓発した。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル法に基づく正しいリサイクルについての啓発に努める。</p>
<p>食品リサイクル法に基づく飲食業や食品製造業などの事業者に対して食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進のため周知を図るとともに、食品廃棄物の資源化等について検討を行う。</p>	153	<p>インターネットにより、食品リサイクル法について周知するとともに、県のバイオマス活用検討会議において、食品廃棄物の資源化等について検討を行った。</p>	<p>情報提供などにより、食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進の周知を図るとともに、食品廃棄物の資源化等について検討を行う。</p>
<p>建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールの実施などによりその促進に努める。また、関係事業者等に対して再資源化等施設に関する情報の提供を行う。</p>	154	<p>環境部、建設部及び関係機関が連携し、合同で建設工事現場のパトロールを実施した（平成25年5月20日～24日、10月21日～25日）。また、再資源化等施設の一覧をインターネットにより公表した。</p>	<p>引き続き、適切な情報提供や、立入検査や指導を実施する。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
資源有効利用促進法に基づき指定されているパソコン及び小型二次電池について製造等事業者による自主回収など再資源化を促進する。	155	県民フォーラムの会場における事業者による使用済携帯電話の回収を通じ、小型二次電池の回収を行った。	引き続き、資源有効利用促進法による自主回収や小型家電リサイクル法による市町村回収を促進し、再資源化を図る。
自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理について啓発を行うとともに、同法に基づく自動車解体業者、破砕業者等への監視・指導を行う。	156	インターネット等により、自動車リサイクル法に係る情報提供を実施している。また、自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破砕業者等の立入検査、指導を実施している。 [指導件数] 23年度：87件、24年度：72件	引き続き、事業者への立入検査、指導を行う。
レアメタルを含む有用金属の再利用促進のため、県主催のイベントにおいて使用済小型家電の回収ボックスを設置し、県民にリサイクルを呼びかけるなど、小型家電のリサイクルについて、県民に周知を図る。また、効率的なリサイクルを促進するため、県内で小型家電のリサイクルに取り組んでいる市町村と連携するとともに、まだ取り組んでいない市町村に働きかけ、広範囲からの使用済小型家電の回収に努める。小型家電のリサイクルについて、国レベルで制度を整備するよう、国に働きかけを行う。 [新規取組]	157	県民フォーラムの会場等における使用済携帯電話の回収等を通じ、有用金属の再利用を促進した。 平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づくリサイクルを促進するため、同法に関する市町村アンケートをもとに、県民会議のブロック会議において市町村と意見交換を行うとともに、市町村が参加する場合の問題点等を議論した。 県民会議の取組として、市町村等に対し小型家電の収集・回収やレアメタル・レアアースに関する研修会（No.114に記載）を実施し、同法に基づくリサイクルの知識の向上を図った。	国の補助金の活用促進や法に基づき国から再資源化事業計画の認定を受けた事業者の状況等を市町村に情報提供し、法制度の定着を図る。
施策2 循環ビジネスの促進	200		
(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進	210		
先導的な循環ビジネスの事業計画づくりに向け、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談や技術指導を実施する。また、全県的に循環ビジネスの発掘・創出を図るため、知多・西三河・東三河の各ブロックにコーディネーターを配置し、その機能を強化する。 [取組の強化]	211	県庁に3名、東三河地域担当として、豊橋商工会議所内に1名を配置し、相談や技術指導を行っている他、知多・西三河・東三河の各ブロックに計9名のコーディネーターを配置して、補完している。 [相談、技術指導件数] 23年度：139件、24年度：111件、25年度：121件(12月末現在)	引き続き、コーディネーターによる、相談、技術指導を実施していく。
先導的、効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態（セミナー、現地見学、プレゼンテーション）で開催し、事業化に意欲を持つ企業の事業化支援を行う。	212	現地見学会及びビジネスセミナー等を開催し、先導的、効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援を行った。 [循環ビジネス創出会議開催回数] 24年度：5回、25年度：5回(予定)	引き続き、「循環ビジネス創出会議」等により、企業の事業化支援を行っていく。
先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備（リデュース、リサイクル、ゼロエミッション関係施設整備）を推進しようとする企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支えていく。 [取組の強化] 静脈産業：社会全体を人間の体に例えて、原料、製品やエネルギーを社会に供給する産業を動脈産業、廃棄物などを回収し、浄化、再生する産業を静脈産業という。	213	リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し補助を実施した。 [補助実績(23～24年度)、採択実績(25年度)] ・リサイクル関係等施設整備事業 23年度：10件、24年度：6件、25年度：15件 ・循環ビジネス事業化検討事業 23年度：9件、24年度：11件、25年度：7件	リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し、補助を継続していく。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
東三河地域での下水汚泥、木質バイオマス、知多地域での畜産バイオマスなどそれぞれの地域に賦存する未利用資源を活用しながら「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた事業モデルの具体化を推進する。	214	構想では9つの事業モデルを提案し、平成24年度から3か年をかけて、毎年3つの事業モデルを検討していくこととしており、平成25年度は3つの事業モデルについて、事業化検討調査を民間に委託し、その結果を受けて地域特性に応じて具体化を図っている。	平成26年度については、残りの事業モデルについて、展開を行う。
(2) 資源循環を促進するための環境づくり	220		
メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつリサイクル製品の販路拡大を支援する。	221	平成25年度は、メッセナゴヤ2013及びエコプロダクツ2013の大型の2展示会場において、県が展示ブースを確保し、応募のあった県内企業の展示をサポートし、リサイクル製品の販路拡大を支援した。 [開催実績] ・メッセナゴヤ2013 出展業者 25事業者、入場者数 61,751人 ・エコプロダクツ2013 出展業者 10事業者、入場者数 169,076人	引き続き、大型展示会場であいちの環境ビジネスの発信事業を実施していく。
資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行い、先導的な循環ビジネスの創出及び活性化を図る。	222	物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報について、企業始め、一般県民にも利用しやすいように情報発信を行った。	引き続き、システムを効率的・効果的に運用していく。
資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を実施する。	223	「あいち環境塾」を開講し、人材育成に努めた。 [開講実績] 24年度：延べ14日間実施、18名修了 25年度：延べ14日間実施、20名修了	人材育成のため、引き続き、「あいち環境塾」を開講していく。
資源としての再生利用が確実な産業廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。	224	法令遵守を徹底した優良な事業者による産業廃棄物の再生利用を促進するため、平成23年度に新たな再生利用個別指定制度の運用を開始した。平成24年度末までに、10業者を再生利用個別指定業者に指定した。 再生事業者登録制度については、県が登録している廃棄物再生事業者数は、221事業者（平成25年12月末時点、速報値）で、前年度12月末時点と比べ、新たに6事業者を登録した。	引き続き、再生利用個別指定制度及び再生事業者登録制度の適切な運用により、廃棄物の再生利用を促進する。
事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。	225	インターネット等により制度の普及啓発に努めるとともに、立入検査や有害物質の検体分析を通じ製品の環境安全性を確認し、事業者に対し必要な指導を行った。	引き続き、制度の普及啓発や事業者指導等を実施する。
減量化・資源化施設の導入に対する融資制度（経済環境適応資金融資制度、環境対策資金融資制度等）の周知に努める。	226	事業者支援のために、チラシやインターネット等により、情報提供に努めている。	引き続き、情報提供を行っていく。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<p>企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、マスコミの有効活用、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く事例を社会に紹介することによって資源循環の気運の高揚を図る。</p>	227	<p>「愛知環境賞」として、企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向けた、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰した。なお「愛知環境賞」は平成26年2月で10回目を迎える。</p> <p>[2013愛知環境賞受賞事例]</p> <p>金賞：東邦ガス(株) 銀賞：(株)豊田自動織機、KTX(株) 銅賞：(株)加藤製作所、 中日新聞社賞：(株)チームエコラボ 名古屋市長賞：(株)アビツ（他優秀賞：7件）</p>	<p>引き続き「愛知環境賞」表彰制度を実施していく。</p>
<p>施策3 適正処理と監視指導の徹底</p>	300		
<p>(1) 廃棄物の適正処理の指導</p>	310		
<p>排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。</p>	311	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化について指導した。</p>	<p>引き続き、排出事業者等への指導を徹底する。</p>
<p>「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。</p>	312	<p>立入検査等で廃棄物の適正保管の指導を行った。特に6月、11月を立入強化月間として、適正処理の指導を行った。</p> <p>[強化月間の立入件数]</p> <p>23年度：987件、24年度：1,201件、25年度：1,206件</p>	<p>引き続き、立入検査等で産業廃棄物の適正保管の指導を行い、過剰保管等を防止する。</p>
<p>悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正な処理の再発防止に努める。</p>	313	<p>法令に定める基準に違反をした者に対し改善命令等を出した。</p> <p>[改善命令]</p> <p>23年度：7件、24年度：3件</p> <p>[事業の停止命令]</p> <p>24年度：2件</p>	<p>引き続き、不適正処理の早期是正等に努め、法違反に対し厳正に対処する。</p>
<p>産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。</p>	314	<p>立入検査時、各種報告書の提出時及び講演会等の場で電子マニフェストの普及促進について啓発を行った。</p> <p>[電子マニフェスト普及率]</p> <p>平成23年3月末現在：22.8%（全国23.6%） 平成24年3月末現在：28.8%（全国30.0%）</p>	<p>引き続き、啓発を行い、電子マニフェストの普及拡大を促進する。</p>
<p>平成23年4月1日より施行された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良事業者の育成を図るとともに、優良事業者情報を公表し、排出事業者による利用を促進する。 [取組の強化]</p> <p>平成28年度末における優良産業廃棄物処理業者数は、処分業（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）において、処分業許可業者（平成23年3月末現在 愛知県知事許可571業者）の約1割の60業者とすることを目指す（平成23年9月末現在認定業者（処分業）8業者）。</p>	315	<p>優良事業者の育成を図るため、平成25年12月に「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を開催した。また、優良事業者のリストをインターネットで公開するとともに、平成25年2月に「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」を改正し、平成25年4月から施設等に優良事業者であることをステッカーで表示することができることとした。</p> <p>[処分業者に係る優良認定事業者数]</p> <p>平成24年12月末現在：21業者 平成25年12月末現在：34業者</p> <p>[収集運搬業者に係る優良認定事業者数]</p> <p>平成24年12月末現在：106業者 平成25年12月末現在：153業者</p>	<p>平成28年度末までに、処分業者に係る優良認定事業者数を60業者とするという目標の達成に向け、引き続き、「産業廃棄物処理業優良化セミナー」による優良事業者の育成をはじめとした施策を推進するとともに、排出事業者による利用を促進する。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理	320		
<p>感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成21年5月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。</p>	321	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に感染性廃棄物処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、毎年、関係団体と情報交換を行うとともに、適正処理の指導を行っている。</p>	<p>引き続き、マニュアルの普及啓発や事業者指導を行う。</p>
<p>特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物（廃石綿）については、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図り、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物については、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。</p>	322	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に石綿含有廃棄物等処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、県内の全破砕施設に対し、石綿含有廃棄物の処理状況について立入検査を行って把握するとともに、適正処理を指導した。</p>	<p>引き続き、マニュアルの周知徹底や事業者指導を行う。</p>
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下、「PCB廃棄物特別措置法」という。）の施行10年後の国の検討結果を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成20年3月）について、見直しを含めた検討を行う。また、PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。</p>	323	<p>「愛知県PCB廃棄物処理計画」の見直しに向けて、国の基本計画に関する検討状況について情報把握を行った。</p> <p>[国の主な検討内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物特別措置法施行令を改正 処理期限を平成39年3月31日に延長 ・現行の処理体制の見直し <p>また、PCB保管状況届出書の徴取により保管状況の把握に努めるとともに、立入検査や各種届出書提出時に適正保管及び早期処理を指導した。</p> <p>[PCB保管・処理状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初保管数量 トランス・コンデンサ28,900台 ・処理台数（累計） 平成23年3月末時点：18,512台（処理進捗率64%） 平成24年3月末時点：20,551台（処理進捗率71%） 	<p>引き続き、適正保管や早期処理に関する事業者指導を行う。</p> <p>PCB廃棄物処理計画の検討については、引き続き国の検討状況について情報把握に努め、国が基本計画を変更した場合は、変更内容を反映した処理計画に見直す。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(3) 排出事業者処理責任の徹底	330		
多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。	331	インターネットにより多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定や報告について周知を行うとともに、前年度に計画書を提出した事業者に対して計画の策定と提出を指導した。	引き続き、産業廃棄物処理計画の策定等について指導を行う。
排出事業者が産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。また、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき当該処理業者の能力の確認や現地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。	332	立入検査時や各種報告書の提出時に、マニフェストの使用、適正な委託契約、処理業者の現地調査の徹底等について指導した。 また、関係団体の要請に応じて、産業廃棄物の適正処理に関する講演を行うとともに、インターネット等でも周知を行った。	引き続き、マニフェスト使用、適正な委託契約、処理業者の現地確認の徹底等について事業者指導を行う。
廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があるため、処理を委託した処理業者による不法投棄など不適正処理事案については原状回復責任を負う排出事業者処理責任の周知徹底を図る。	333	立入検査等で、廃棄物の不適正処理があった場合は排出事業者にも責任が及ぶことを周知した。	引き続き、立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかに適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。	334	立入検査等で、廃棄物の不適正処理があった場合は排出事業者にも責任が及ぶことから、排出事業者自らが措置を講じ、その旨を県へ届け出るよう指導した。	引き続き、立入検査等で指導し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。	335	パンフレットやインターネットにより県外廃棄物搬入の事前届出制度の周知を図るとともに、事前届出の徹底について指導を行った。	引き続き、県外産業廃棄物の事前届出に係る指導を徹底する。
(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保	340		
廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。	341	廃棄物処理施設を設置しようとする者に対して、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導した。	引き続き、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結について適切な指導を行う。
廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県審査基準に基づき、事業者の能力や資力の適正な審査を行う。また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、専門家の意見を聴く。	342	廃棄物処理施設及び処理業の許可に当たっては、県の審査基準に基づき事業者の能力や資力を審査している。また、施設の稼働前には使用前検査により、設置された施設を確認している。さらに、焼却施設、最終処分場等の設置許可申請については、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」の意見を聴いている。 [審査会議開催実績] 25年度(12月末現在)：最終処分場1件に対し、1回開催	引き続き、廃棄物処理施設及び処理業の適正な審査、施設の使用前検査の適切な実施等を徹底する。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<p>廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について法に基づく定期検査を確実に実施する。また、設置者自らによる検査の定期的な実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。 [取組の強化]</p>	343	<p>平成23年4月に施行された改正廃棄物処理法に基づき定期検査を実施した。 [定期検査件数] 23年度：70件、24年度：18件 立入検査等で廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導を行った。 立入検査については、特に6月、11月に廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、適正処理の指導を行った。 [強化月間の立入件数] 23年度：987件、24年度：1,201件、25年度：1,206件</p>	<p>引き続き、立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>
<p>民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。</p>	344	<p>立入検査時に維持管理状況を確認し、適正な管理を指導している。また、平成25年度は44事業者（55施設）へ積立額を通知し、積み立てを指導した。</p>	<p>引き続き、事業者に対し適正な管理を指導する。</p>
<p>埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。</p>	345	<p>平成25年12月末までに県内で309ヶ所（県134、政令市である名古屋市47、豊橋市69、岡崎市16、豊田市43）について指定区域台帳を整備し、東三河総局及び県民事務所（以下「県民事務所等」）で閲覧に供している。また、インターネットにより位置情報の提供を行っている。</p>	<p>引き続き、台帳や位置情報を整備していく。</p>
<p>産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。</p>	346	<p>立入検査、各種報告書の提出時に指導している。また、産業廃棄物処理業者の優良認定の必須項目としている。</p>	<p>引き続き、自主検査結果等の自主的な情報公開に関する事業者指導を継続する。</p>
<p>(5) 不適正処理の未然防止</p>	350		
<p>不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県及び県事務所に「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。</p>	351	<p>定期的、計画的な監視パトロールを実施するとともに、毎年6月、11月には廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、監視・指導を行っている。また、建設系の廃棄物等については、建設部局始め関係部局との連携による監視・指導を行った。 [強化月間の立入件数] 23年度：987件、24年度：1,201件、25年度：1,206件 [関係部局連携] 23年度：延べ717日、24年度：延べ751日</p>	<p>引き続き、定期的、計画的な監視パトロールを行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>
<p>各県民事務所に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。</p>	352	<p>各県民事務所等へ警察官経験者を配備した。 [配備人数] 23年度～：6名 民間委託により平日夜間・休日における監視を行い、不適正処理を未然防止するとともに、不適正処理発見の際は管轄する県民事務所等において、現地確認を行い、適正処理の指導を行った。 [民間委託による監視回数] 23年度：378回、24年度：378回</p>	<p>引き続き、監視を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。	353	インターネットにより不法投棄情報の通報体制を周知した。 電話、FAX、メール等により通報を受けた場合は、市町村等関係機関と連携するなどして現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 また、一斉立入指導や市町村と連携した監視・指導を実施した。	引き続き、通報には迅速に対応するとともに、パトロールを定期的に行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の整備の見直しを図る。	354	県警察本部と協力連携し、不適正処理に対する監視・指導を行った。	引き続き、県警察本部を始め関係機関と連携し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。	355	平成25年7月の東海・北陸ブロックの県及び政令市との連絡会議や平成25年11月の隣接県及び政令市との連絡会議において、廃棄物の不適正処理事案における対応策等について情報交換を行った。	引き続き、事案に応じて関係機関との情報連絡や地方機関への指導を行うとともに、隣接県等との情報交換を行う。
土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導する。	356	立入検査等で、土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導した。	引き続き、土地所有者等の不適正処理の関与者に対して、指導を行う。
県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。	357	産業廃棄物処理業者の許可取消しや改善命令等の事案に応じて県の事業部局等へ通知するとともに、必要に応じて関係業界にも通知した。 [関係業界への通知] 23年度：建設系の混合廃棄物の適正処理について 25年度：廃棄物となった生コンの適正処理について	引き続き、事案に応じて県の事業部局等へ通知し、連携を図る。
市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。 特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。	358	廃棄物の不適正処理に対しては、市町村等関係機関と連携して現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 特に県内4政令市に対しては、産業廃棄物税を活用し、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行っている。 例年4政令市あわせて24,000千円の支援を行い、政令市においてこれまで、ヘリコプターや夜間パトロールによる不適正処理の監視、不法投棄監視システムの構築・運用、ダイオキシン類の検査などに活用されている。	引き続き、市町村等関係機関と連携し、廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行う。
県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。	359	各県民事務所等で「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不適正処理の未然防止等に関する情報共有を行った。	引き続き、協議会等で不適正処理の未然防止等の情報共有、対応をする。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
自動車リサイクル法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ確かな対応に努める。 [新規取組]	360	事業者に対し、関係機関と合同で立入検査を行い、不正解体や不正輸出の未然防止について啓発及び指導を行った。 [合同立入件数] 24年度：15件	引き続き、合同立入等を行い、未然防止及び迅速かつ確かな対応に努める。
<p>(6) 海岸漂着物の処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に策定した「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物の処理等海岸環境の保全のために必要な措置を行う。 [新規取組] <p>・ 海岸環境の保全について、情報提供、普及啓発を行う。 [新規取組]</p>	370	<p>環境省の平成24年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）185,402千円を受け、「海岸漂着物地域対策推進基金」を造成し、平成25年度、26年度の2か年で基金を活用した事業を実施する。</p> <p>平成25年度は、以下のとおり海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策事業を実施している。（基金取崩額：84,644千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」で海岸漂着物対策を重点的に推進する区域として定めた知多半島南西海岸や三河湾岸、篠島、日間賀島、佐久島など18海岸（重点区域候補地含む）における「海岸漂着物の回収、処理」や「回収、処理を行う市町村への財政支援」 海岸漂着物の現状及び発生抑制を学ぶための野外活動を含んだ環境学習プログラムの作成 内陸部由来の海岸漂着物の状況を把握するための河川におけるごみの状況調査の実施 <p>県民フォーラムで、一般社団法人JEANの理事・事務局長を講師として招き、「海岸漂着物の現状と課題」と題した講演を実施した。</p>	<p>平成26年度は「海岸漂着物対策推進基金」を活用し、以下の事業を実施する。（基金取崩額：100,758千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点区域及び重点区域候補地における海岸漂着物の回収・処理事業を推進し、海岸環境の保全を図る。 作成した環境学習プログラムのモデル事業を実施し、市町村やNPOによる活用を図る。 河川におけるごみの状況調査を活用した啓発資料を作成し、普及啓発を図る。 <p>海岸漂着物の問題は海岸だけではなく、流域全体の問題と捉え、広く県民に情報提供、普及啓発を図る。</p>
<p>(7) 災害時における処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時のし尿、生活ごみ、がれき等の廃棄物に関する震災廃棄物処理計画及び水害廃棄物処理計画が県内全市町村で作成されるよう、働きかける。 [新規取組] 関係部局等と連携し、県内全市町村でがれき等の災害廃棄物の仮置きが可能な公共空間の確保及び拡充に努める。 [新規取組] 災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域のかつ効率的な協力体制の確立を図る。 [新規取組] 	380	<p>市町村の処理計画の策定状況やそれらに関する課題について調査を実施するとともに、東日本大震災を受け平成25年度に改定が予定されている、災害廃棄物の処理や計画策定等について定めた国の震災廃棄物対策指針について、市町村に説明し、災害廃棄物の処理や計画策定等について助言を行った。 [処理計画策定状況] 41市町村（平成25年4月時点）</p> <p>災害時には、ごみやし尿の処理施設が被災し、その処理に支障が生じることが想定されるため、県、市町村、一部事務組合が災害時に相互応援を行う協定を平成7年度に締結したが、し尿について、より迅速かつ効率的な処理体制を整えるため、当該協定に下水処理施設を加え、流域下水道管理者・公共下水道管理者を含めた相互応援協定を平成26年1月1日に締結、発効した。</p>	<p>市町村と連携・協力し、大規模災害時の災害廃棄物処理体制の検討を進めていく。</p> <p>平成26年度からは、県の災害廃棄物処理計画の策定に向け、各種状況調査等を行っていく。（平成26年度要求額：25,150千円）</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
施策4 廃棄物処理施設の整備の促進	400		
(1) 地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進	410		
一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。	411	県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、県内を13ブロックに分け、効率的なごみ処理施設の設置を促進していることから、各ブロックでブロック会議を開催するよう促すとともに、ブロック会議に出席し、施設整備について助言を行った。 市町村等が交付金事業を行う際に必要となる地域計画の作成において指導監督を行い、知多南部広域組合においては、ごみ処理施設設置計画の策定が円滑に進んでいる。	効率的な施設整備を図るため、引き続き、市町村に助言・指導監督を行う。 国から交付される循環型社会形成推進交付金の内示額が不足していることから、必要に応じ、予算の確保を国に要望する。
一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。	412	[交付金事業] 23年度：10市等（13事業） 交付金 135百万円 24年度：9市等（11事業） 交付金1,078百万円 25年度：13市等（20事業） 交付金3,352百万円	[交付金事業（予定）] 26年度：12市等（17事業） 交付金3,404百万円
一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。	413		
産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。	414	積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境への配慮等を指導している。	引き続き、地域環境に配慮した施設整備について、適切な指導を行う。
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。	415	事業者からの相談において県融資制度等について紹介するとともに、インターネットで県の制度を紹介している。	引き続き、事業者支援制度に係る情報提供を図る。
(2) 広域的な最終処分場の整備	420		
広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は次のとおりとする。（抜粋） ・産業廃棄物の処分場については、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。 ・一般廃棄物の最終処分場については、市町村が連携して広域的な最終処分場を整備する場合に支援・協力する。（自区域内での処理を推進）	421		

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<p>今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、次に述べる広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方（対象地域、規模、整備時期等）について検討に着手する。〔新規取組〕（抜粋）</p>	422	<p>〔衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況〕 平成24年度末現在：302,435m³（進捗率5.8%） 衣浦港周辺地域において衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場計画として地元市町及び産業界から要望がある衣浦ポートアイランド第2期処分場計画について、現在改訂作業が進められている衣浦港港湾計画（目標年度：平成30年代後半）への位置付けのため、関係機関への資料提供や説明等を行い、衣浦港港湾計画検討委員会において改訂計画案の取りまとめが終了した。</p>	<p>各地域での検討状況を踏まえ、県全体での広域的な最終処分場の在り方について検討を進めていく。 衣浦港港湾計画については、今後、国土交通省の審議会を経て、港湾管理者により改訂計画が公示される予定。</p>
<p>(3) し尿の適正処理の推進</p> <p>し尿処理については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成16年3月見直し）と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を図る。</p> <p>下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあつては、浄化槽の普及及び浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進する。</p>	430	<p>汚水処理施設の未普及地域の早期解消、事業観連携等の状況把握を目的として、平成24年3月に全県域汚水適正処理構想の見直しを行った。 〔汚水処理人口普及率〕 平成23年度末：86.0%、平成24年度末：86.9%</p> <p>431</p> <p>合併処理浄化槽の設置整備事業を実施する市町村に対し年間2000基程度の補助を行うことで、合併処理化を促進している。 市町村等の汚泥再生処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の申請について、助言・指導を行うことにより、生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進している。</p> <p>432</p>	<p>早期の汚水処理の概成を目指すため、全県域汚水適正処理構想の見直しを行い、計画的、効率的な汚水処理施設の整備を図る。</p> <p>県内に設置されている浄化槽の約70%が単独処理浄化槽であり、引き続き合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、市町村等による国への交付金申請について、助言・指導を行う。</p>
<p>施策5 地球温暖化対策への配慮</p>	500		
<p>(1) 資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備</p>	510		
<p>焼却施設で回収した熱を利用したごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用（食品残さの堆肥化や剪定枝のチップ化、堆肥化等）など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。廃熱利用に際しては、発電と温水利用等の組み合わせなど、効率的な利用が図られるよう、また、廃棄物系バイオマスの利活用には、回収方法、利用先、経済性等の課題に留意し促進を図るものとする。〔新規取組〕</p>	511	<p>ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用を図る施設が国の交付金事業の対象となっており、それを踏まえた施設整備を行うよう助言を行った。 〔廃熱利用施設〕 平成24年度末現在：県内44の焼却施設の内37施設（休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設除く） また、市町村職員等と京都市の廃食用油の燃料化施設を視察し、市町村等への廃棄物系バイオマスの利活用についての知識の向上、情報提供を図った。</p>	<p>市町村に対し、国の交付金事業の説明や先進事例の視察を行う等により、引き続き、温室効果ガスの排出削減に資する施設整備を促進を図る。</p>
<p>市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度の活用などによりごみ発電施設等の設置の促進を図る。また、民間事業者が設置する熱回収施設については、平成23年4月1日より施行された「熱回収施設設置者認定制度」の活用などにより設置の促進を図る。〔新規取組〕</p>	512	<p>一般廃棄物処理施設については、小牧岩倉衛生組合が高効率発電施設の整備を進めており、そのための助言を行っている。 〔一般廃棄物処理施設のごみ発電実施状況〕 平成24年度末現在（速報値）：県内44の焼却施設の内24施設（休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設除く） 民間事業者が設置する熱回収施設については、「熱回収施設設置者認定制度」により設置の促進を図っている。 〔熱回収認定施設数〕 平成25年12月末現在：2施設</p>	<p>引き続き、市町村等によるごみ発電施設や民間事業者による熱回収施設の設置促進を図る。</p>

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<p>(2) 廃棄物運搬時における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 低公害車導入に関する補助金、融資制度の周知や啓発活動により、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進する。 また、優良産業廃棄物処理業者認定制度において、低公害車の導入状況が情報公開項目とされたことから、同制度の周知等の機会を利用して低公害車の導入について啓発していくとともに、エコドライブの実践について啓発していく。[新規取組] 	520	521 事業者からの相談に応じて補助金、融資制度について紹介するとともに、インターネットでも同制度を紹介している。 また、平成25年12月に開催した「産業廃棄物処理業優良化セミナー」において、優良産業廃棄物処理業者認定制度について啓発を行い、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進した。	引き続き、事業者支援に係る情報提供を図るとともに、低公害車導入に係る啓発を行う。
<p>施策6 施策推進に向けた横断的な取組</p>	600		
<p>(1) 産業廃棄物税の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。 	610	611 制度開始の平成18年からの7年間で約42.4億円の税収があり、これを基にこれまで、3Rの促進（循環型社会形成事業費補助金等）に約11.5億円、最終処分場の設置促進（広域最終処分場運営（整備）推進費等）に約12.9億円、適正処理の推進（産業廃棄物適正処理対策事業費等）に約6.5億円を充当した。	産業廃棄物税による3Rの促進、適正処理の促進に関する施策の推進を図る。
<p>(2) 廃棄物処理や資源化状況の把握及び情報提供</p>	620		
<p>最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。</p>	621	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物排出事業所設置者から前年度における処理実績に係る報告を求め、処理状況を環境白書やインターネットにより公開している。	引き続き、処理状況を把握しインターネット等により情報提供を行っていく。
<p>市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。</p>	622	毎年度、一般廃棄物処理事業の実態調査を実施し、その結果をインターネット等により公表している。 なお、今年度は平成26年3月に公表する予定。	引き続き、処理状況を把握しインターネット等により情報提供を行っていく。
<p>PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。</p>	623	「PCB廃棄物特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管・処理状況を把握し、環境白書やインターネットにより県民に情報提供している。 [保管事業所数（全県分）] 平成23年3月現在：3,766事業所 平成24年3月現在：3,579事業所	引き続き、PCB廃棄物の保管・処理状況を把握し、インターネット等により情報提供を行っていく。
<p>廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再利用、再生利用に有効な情報、先進事例の紹介等の情報提供に努める。</p>	624	「あいち資源循環情報システム」を運営し、資源循環に関する様々な情報をインターネットを通じて提供している。	引き続き、インターネットを通じて資源循環に関する様々な情報の提供に努める。
<p>産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事业や試みに関する情報を提供する。</p>	625	「あいち資源循環情報システム」や「産業廃棄物処理業者検索システム」等により、産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事业や試みに関する情報をインターネットを通じて提供している。	引き続き、最新情報の把握に努め、インターネット等により、分かりやすく提供する。

廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文	No.	実施状況 (平成25年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(3) 環境学習及び普及啓発の推進	630		
愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境学習副読本を作成するとともに、学習教育の場や「あいち環境学習プラザ」を通して廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る。	631	小学校における環境教育を支援するために、環境学習副読本「わたしたちと環境」を県内の小学校四年生(名古屋市立は各校一冊)に配付した。廃棄物に関しては、「ごみのはなし」の項目を設け、ごみ処理、減らす工夫、リサイクルに関する内容等を盛り込み、小学生にも分かりやすく表記することで意識の醸成を図った。	県内の小学校高学年に、愛知県内における最新の環境の現状について知ってもらうため、小学校の授業教材として活用していただいていることから、引き続き実施していく。
循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行う。	632	県民フォーラム等を開催し、循環型社会形成等に関する講演を実施した。また、リーフレットを配布し、一般県民に啓発した。 また、関係団体の要請に応じて、廃棄物の減量化・資源化に関する講演を行うとともに、インターネット等でも周知を行った。	引き続き、事業者や一般県民に向けた講演やイベントの開催、リーフレットの配布等による啓発に努める。 また、平成26年11月に開催されるESDユネスコ世界会議を契機として、資源循環型社会形成の観点からESDの普及啓発や取組の促進を図る。
県民が日常の環境行動の効果を家庭生活と関連づけながら確認できるシステムを構築し、資源循環に関する意識啓発を図る。	633	「あいち資源循環情報システム」のコンテンツの一つである資源循環学習ゲームを通じて、資源循環に関わる意識啓発を図った。 [アクセス件数] 約347,000件(平成19年3月～平成25年12月)	引き続き、資源循環学習ゲームを通じて、意識啓発を図っていく。